

○ 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号。次条第四号の三において「法」という。）第十二条第一号及び第二号の規定に基づく歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の指定に関しては、歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇八 （略）</p> <p>（指定に関する報告事項）</p> <p>第二条の二 令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科衛生士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号及び第二号の規定に基づく歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の指定に関しては、歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇八 （略）</p> <p>（新設）</p>

二 名称

三 位置

四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五 学則（修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）

六 長の氏名

（指定の申請書の記載事項等）

第三条 令第三条の申請書又は令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 十 （略）

2 （略）

（変更の承認又は届出に関する報告）

第四条の二 令第四条第三項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日

（指定の申請書の記載事項等）

第三条 令第三条の申請書又は令第九条の規定により読み替えて適用する第三条の書面には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 十 （略）

2 （略）

（新設）

までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

(報告を要する事項)

第五条 令第五条第一項(令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

2 令第五条第二項(令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

(指定の取消しに関する報告事項)

第六条 令第八条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する歯科衛生士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)

とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由

(指定取消しの申請書等の記載事項)

(報告を要する事項)

第五条 令第五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

(新設)

(新設)

第七條 令第八條の二の申請書又は令第九條の規定により読み替えて適用

(新設)

する令第八條の二の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならな  
い。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生又は生徒があるときは、その措置